（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

**第四条**　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号中「厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に改める。

第二条の二中「法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法」に改める。

第五条の二第一項第三号中「厚生年金基金」を「基金」に改め、同条第二項第四号中「厚生年金保険法施行令」を「厚生年金保険法施行令」に改める。

第五条の三第一項第三号及び第二十条第一項中「厚生年金基金」を「基金」に改める。

第百七条第八号中「（第九章を除く。）」を削る。

附則第十七項中「附則第二十九条の四第一項」を「附則第三十二条第一項」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

**第五条**　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十号を次のように改める。

十　削除

第一条第二項第十六号中「による」を「により確定給付企業年金又は企業年金連合会が行う」に改め、同項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第九十七条において「存続厚生年金基金」という。）若しくは平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（第九十七条において「存続連合会」という。）が行う給付に関する事務又は平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の規定により企業年金連合会が行う給付に関する事務

第九十七条第一項第十九号中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同項第二十号中「企業年金連合会」の下に「及び存続連合会」を加え、同条第二項第十四号中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同項第十五号中「企業年金連合会」の下に「及び存続連合会」を加える。

（国民年金基金規則の一部改正）

**第六条**　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第三号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百七十六条の二」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第二項」に改め、同条第二項第二号中「厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）第七十六条第一項」を「確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第百十六条の二第一項」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

**第七条**　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八十八条第一項中「厚生年金基金規則」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下この項において「平成二十六年整備省令」という。）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備省令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則」に改め、「昭和四十一年厚生省令第三十四号」の下に「。以下この項において「廃止前厚生年金基金規則」という。」を加え、「、第六十六条の二」を削り、「第六十六条の二」の下に「の規定並びに平成二十六年整備省令第四十七条」を加え、「同令」を「平成二十六年整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

**第八条**　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条から第十九条までを次のように改める。

**第八条から第十九条まで**　削除

第十九条の十九（見出しを含む。）中「第二十一条第一項第八号」を「第二十一条第一項第七号」に改める。

（確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第九条**　確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「事業年度の末日が平成三十年三月三十日までの間の」を「当分の間、」に、「新規則」を「確定給付企業年金法施行規則」に改め、同項第一号中「及び」を「又は」に改め、「平均」の下に「若しくは当該確定給付企業年金に係る確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号に規定する予定利率のうちいずれか低い率」を加える。

（健康保険法施行規則の一部改正）

**第十条**　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「厚生年金基金が」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第百五十九条の三において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が」に、「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改める。

第百五十九条の三第三号を次のように改める。

三　削除

第百五十九条の三に次の一号を加える。

十　平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十三条の二

（船員保険法施行規則の一部改正）

**第十一条**　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二百十九条第三号を次のように改める。

三　削除

第二百十九条に次の一号を加える。

十九　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百七十三条の

二